

ID: 96

担当部署: 福祉課

処分の概要	保険料の減免		
例規名 根拠条項	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免に関する条例 第3条		
例規番号	令和2年条例第19号		
【基準】			
第2条及び第3条の規定による。			
(保険料の減免)			
第2条 感染症の影響等により次の各号に該当することとなった介護保険の第一号被保険者については、令和4年度分の保険料であって、令和4年度末に第1号被保険者の資格を取得したこと等により令和5年4月1日以後に普通徴収の納期限が到来する保険料額について、それぞれの区分により算定した額を減免する。なお、複数の基準に該当する場合は、減免額の大きいものを適用するものとする。			
(1) 感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った 第一号被保険者 全部			
(2) 感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のア及びイに該当する第一号被保険者 別表第1により算出した第一号保険料額に、別表第2の前年の合計所得金額の区分に応じた減免の割合を乗じて得た額			
ア 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。			
イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。			
(減免の申請)			
第3条 前条の規定により保険料の減免を受けようとする者は、減免申請書を町長に提出しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	令和5年9月29日